

COVID-19 時限的・特例的措置で算定できる診療報酬

- ※以下は極力分かり易く考えられるように、算定の可能性がある点数を羅列しています。
- ※全ての点数が算定出来ると言うものではありません。必ず算定の可否をご確認ください。
- ※それぞれ算定要件がありますので、必ず関連の通知若しくは弊社のHPにおいて解釈を正しくご理解のうえレセプト請求をお願いします。
- ※点数についてはマスターコードが関わりますので、レセコン／電カルの入力方法については代理店にご確認ください。

◆電話診療／オンライン診療◆

【基本診療料】

- ・電話初診料 214点（4月10日以降）
- ・電話再診料 73点（2月28日以降）

※算定可能な日付は原則として通知発出日とされています

※電話再診料に対する明細書発行体制等加算については通知上は算定出来るとも出来ないとも書いておりません

【医学管理料】

- ・特定疾患療養管理料 情報通信機器を用いた場合 100点

※以下の点数も同様に100点として算定可能

小児科療養指導料、てんかん指導料、難病外来指導管理料、糖尿病透析予防指導管理料、地域包括診療料、認知症地域包括診療料、生活習慣病管理料

↑4月9日まで

↓4月10日から

- | | |
|---------------|------|
| ・特定疾患療養管理料 | 147点 |
| ・小児科療養指導料 | 147点 |
| ・てんかん指導料 | 147点 |
| ・難病外来指導管理料 | 147点 |
| ・糖尿病透析予防指導管理料 | 147点 |
| ・地域包括診療料 | 147点 |
| ・認知症地域包括診療料 | 147点 |
| ・生活習慣病管理料 | 147点 |

※上記は特例措置として2月末から100点 ⇒ 147点と点数が変遷しています

※例えば特定疾患療養管理料225点と147点を同月に算定は出来ません

「情報通信機器の設定のある管理料」について以前から計画的な指導を実施していた場合に算定可能など細かい条件があります（別リンクの資料でご確認ください。）

【投薬】

- ・ 院外処方：処方箋料
 - ・ 院内処方：調剤料、処方料、調剤技術基本料、薬剤料
- ※一般名処方加算、特定疾患処方管理加算については通知上は算定出来るとも出来ないとも書いておりません

【在宅医療】

- ・ 在宅療養指導管理料
 - ・ 在宅療養指導管理材料加算
- ⇒ 衛生材料又は保険医療材料を支給した場合とされています。

◆対面診療◆

【医学管理料】

- ・ 院内トリアージ実施料 300点
- ⇒ 全ての患者に算定出来る点数ではありません
- ⇒ COVID-19 の疑い（または確定）患者に、いわゆる「トリアージ」を実施すること
- ⇒ 初診・再診いずれの患者も算定出来ます（4月14日に明文化）